

指定介護予防通所サービス

(予防デイ)

聖マリアデイサービスセンター

重要事項説明書及び利用契約書

<ご利用者名>

様

(令和5年11月版)

あなた（利用者）に対するサービスの提供にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、当事業所があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会医療法人 雪の聖母会
主たる事務所の所在地	〒830-8543 福岡県久留米市津福本町4 2 2 番地
代表者（職名・氏名）	理事長 井手 義雄
電話番号	0 9 4 2 - 3 5 - 3 3 2 2

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	聖マリアデイサービスセンター	
サービスの種類	介護予防通所サービス（予防デイ）	
事業所の所在地	〒830-0047 福岡県久留米市津福本町1 9 8 番地 2	
電話番号・FAX番号	0 9 4 2 - 4 6 - 9 4 3 3	0 9 4 2 - 4 6 - 9 4 3 5
指定年月日・事業所番号	令和3年10月1日指定	4091601593
管理者の氏名	東 博史	
通常の事業の実施地域	久留米市（事業所より概ね片道20分以内の地域）	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	基本理念として要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要なりハビリテーション（機能訓練）を行うことにより、利用者の心身機能の維持・回復を図ることを目的とする。
運営の方針	雪の聖母会の理念である「愛の精神」を基に、「話し合い、助け合い、慈しみ合い」などの基本精神で高齢者の方に「安らぎ」と「生きがい」を与えることを目的とし、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことができるようサービスの提供に努めます。

4. 職員の配置状況

当事業所の従事者の職種および員数は定員数に対し次に掲げる職員数を配置する。

職種	業務内容	配置員数（常勤換算）
管理者	業務の管理・運営	1名
生活相談員	相談援助業務、業務管理等	1名
看護職員	利用者の看護業務	1名以上
介護職員	利用者の介護業務	1.4名以上
機能訓練指導員	機能訓練の指導	1名以上

(2023年11月1日現在)

※看護職員がサービス提供時間を通じて専従できない場合の協力機関

1	事業者名	社会医療法人 雪の聖母会 聖マリアヘルスケアセンター		
	所在地	久留米市津福本町 448 番地 5 電話番号 0942-35-5522	対応可能時間	08:30~17:15
2	事業者名	社会医療法人 雪の聖母会 聖マリア病院		
	所在地	久留米市津福本町 198 番地 2 電話番号 0942-35-3322	対応可能時間	08:30~17:15

5. 介護予防通所型サービス定員

1 単位【AM】（月曜日から金曜日）10名

（地域密着型通所介護及び元気向上通所サービス対象者を含めた場合 17名）

2 単位【PM】（月曜日から金曜日）10名

（地域密着型通所介護及び元気向上通所サービス対象者を含めた場合 17名）

6. 営業日

営業日	月～金曜日（原則として土・日曜日・祝日・年末年始は除く）		
営業時間	午前8時30分～午後5時15分		
サービス提供時間 （3時間05分）	午前の部	午前8時30分～午後12時15分	
	午後の部	午後1時00分～午後4時45分	

7. 設備の概要

機能訓練	91.85㎡	トイレ	男性・女性用各1室
相談室	1室	車いすトイレ	1室
静養コーナー	2.56㎡	シャワー室	1室
事務室	1室	送迎車両	3台

(2023年11月1日現在)

8. 当事業所が提供するサービスの特徴

(1) サービス提供にあたって

①居宅介護支援事業者(ケアマネジャー)が作成する、居宅介護サービス計画に限り、地域密着型通所介護計画を作成します。その際、ご契約者やご家族の意見を尊重し、作成します。

②地域密着型通所介護計画書は、ご契約者やご家族に説明し、同意を得て、交付します。

(2) 提供するサービス

地域密着型通所介護に沿って、送迎、機能訓練、その他必要な介護を行います。具体的な内容は、地域密着型通所介護計画書をご覧ください。

9. 非常災害対策

- (1) 防災設備 スプリンクラー、消火器、自動火災報知機、誘導灯
- (2) 防災訓練 2回/年

10. 当事業所利用に当たっての留意事項

- (1) キャンセル、追加利用をご希望の方は2日前までにご連絡ください。急病などで当日お休みをされる場合は、午前8:00~8:30の間にご連絡下さい。
- (2) 現金、貴重品等のご持参はご遠慮下さい。お持ち込みの私物(眼鏡、義歯、補聴器等を含む)や貴重品等の破損、紛失などにつきましての責任は負いかねます。
- (3) サービスご利用中は、緊急時を除き病院を受診することは出来ません。(お薬だけをもたらうこと、ご家族のみ行かれる場合も受診となりますのでご注意ください。)
- (4) 送迎到着10分くらい前に、電話にてご連絡を致しますので準備をよろしくお願い致します。
- (5) 事業所外へ無断で出られた際の事故等についての責任は負いかねます。

11. 禁止事項

- (1) 当事業所では、多くの方に安心して当サービスを利用して頂く為に、利用者の「暴行行為・騒音等他の利用者の迷惑になる行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」を禁止します。
- (2) サンカルナ久留米の敷地内は禁煙となっております。また、ハサミ、ナイフ類や発火の恐れのある物品を事業所内に持ち込むことは禁止いたします。
- (3) 当事業所では、利用者又は利用者の家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシュアルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になったときには、サービス契約が終了することがありますのでご注意ください。
尚、利用者及び利用者家族等の具体的な禁止行為は以下となります。

①職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

《例：コップを投げつける/蹴る/唾を吐く》

②職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）

《例：大声を発する/怒鳴る/特定の職員に嫌がらせをする/「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する》

③職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

《例：必要もなく手や腕を触る/抱きしめる/あからさまに性的な話をする》

12. 要望・苦情及び個人情報等の相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号	0942-46-9433
	面接場所	当事業所の相談室
	時間	午前8時30分～午後5時15分
苦情解決責任者	東 博史	

(2) 苦情受付ボックスの設置

「ご意見箱」を事業所内に設置しておりますのでご活用ください。

(3) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

久留米市役所 介護保険課	所在地	福岡県久留米市城南町15-3
	電話番号	0942-30-9247
	FAX	0942-36-6845
	対応時間	平日 午前8時30分～午後5時15分
福岡県国民健康保険 団体連合会(国保連) 介護保険サービス相談係	所在地	福岡県福岡市博多区吉塚本町13-47
	電話番号	092-642-7859
	FAX	092-642-7857
	対応時間	平日 午前8時30分～午後7時

13. 福祉サービス第三者評価実施状況

	項目	内容
1	実施の有無	有・ 無
2	実施年月日	令和 年 月 日
3	実施した評価機関	
4	評価結果の開示状況	